

平成17年12月6日

各位

会社名	株式会社オークワ
代表者名	代表取締役社長 大桑 啓嗣
(コード番号8217)	東証第一部・大証第一部)
問合せ先	取締役財務本部長 今井 啓
T E L	073-425-2481

売出価格等の決定に関するお知らせ

平成17年11月28日(月)開催の当社取締役会において決議いたしました、自己株式の処分及び当社株式の売出しにつきましては、売出価格等が未定でありましたが、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分にかかる株式売出し及び当社株主による株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

(1) 売 出 価 格	1,741円
(2) 売 出 価 格 の 総 額	5,571,200,000円
(3) 引 受 価 額 (処 分 価 額)	1,660.22円
(4) 引 受 価 額 の 総 額	5,312,704,000円
(5) 申 込 期 間	平成17年12月7日(水)~平成17年12月9日(金)
(6) 払 込 期 日	平成17年12月14日(水)
(7) 受 渡 期 日	平成17年12月15日(木)

(注)引受人は、引受価額(処分価額)にて買取引受を行い、売出価格にて売出しを行います。

引受価額の総額には処分価額の総額を含みます。なお、払込期日は売出しによる自己株式の処分にかかるものであり、その他の売出株式については払込期日はありません。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記〔ご参考〕2.を参照)

(1) 売 出 株 式 数	400,000株
(2) 売 出 価 格	1,741円
(3) 売 出 価 格 の 総 額	696,400,000円
(4) 申 込 期 間	平成17年12月7日(水)~平成17年12月9日(金)
(5) 受 渡 期 日	平成17年12月15日(木)

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 第三者割当による自己株式の処分（下記〔ご参考〕2.を参照）

(1) 処 分 価 額	1,660.22円
(2) 処分価額の総額	664,088,000円
(3) 申 込 期 日	平成18年1月11日(水)
(4) 払 込 期 日	平成18年1月11日(水)

〔ご参考〕

1. 売出価格の算定

算定基準日及びその価格	平成17年12月6日(火)	1,795円
ディスカウント率		3.00%

2. オーバーアロットメントによる売出し及び第三者割当による自己株式の処分について

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し及び当社株主による株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、引受人の買取引受による売出しとは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式400,000株（以下「貸借株式」という。）の売出しであります。

これに関連して、当社は平成17年11月28日（月）開催の取締役会において、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする400,000株の自己株式の処分（以下「第三者割当による自己株式の処分」という。）を平成18年1月11日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成17年12月7日（水）から平成17年12月9日（金）までの間、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成17年12月10日（土）から平成18年1月6日（金）までの間、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数（400,000株）を上限として、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数（400,000株）から、上記の両取引にかかる貸借株式への返還に充当する株式数を減じた株式数について、第三者割当による自己株式の処分にかかる割当に応じる予定であります。そのため第三者割当による自己株式の処分における処分株式の数の全部または一部につき申込が行われず、その結果、第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

3. 資金の使途

自己株式処分にかかる手取概算額3,310,440千円については、第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限662,088千円と合わせて全額設備資金（店舗の新設、IT情報投資等）に充当する予定であります。

以 上

ご注意： この文書は、自己株式の処分及び当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。